

(仮称)第5次寒川町行政改革大綱(案)  
(仮称)第5次寒川町行政改革実施計画(案) } パブリックコメントの結果

【意見募集期間】

平成24年1月24日(火)～平成24年2月23日(木)

【資料配布場所】

役場本庁舎2階行財政改革推進担当、同2階情報公開コーナー、同1階ロビー案内、町民センター、町公民館、北部・南部文化福祉会館、寒川総合図書館、寒川総合体育館、健康管理センター、町ホームページ(閲覧)

【意見提出者】

意見提出者数 3人

意見総数 12件

【意見の内訳】

1 (仮称)第5次寒川町行政改革大綱(案)に関するもの 3件

|                |    |
|----------------|----|
| 全般に関するもの       | 2件 |
| 「V 推進方法」に関するもの | 1件 |

2 (仮称)第5次寒川町行政改革実施計画(案)に関するもの 4件

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 簡素で効率的な行財政運営の推進  |    |
| 「1 事務事業の見直し」に関するもの | 2件 |
| 「3 人事管理の推進」に関するもの  | 2件 |

3 行政改革全般に関するもの 5件

|                   |    |
|-------------------|----|
| 現状における問題・課題に関するもの | 5件 |
|-------------------|----|

【提出意見に対する町の考え方】

1 (仮称)第5次寒川町行政改革大綱(案)に関する意見と町の考え方

| 意見番号 | 大綱の項目 | 意見  | 町の考え方   |
|------|-------|---|---|
| 1    | 全般    | 今回の改革大綱及び実施計画は、具体的にかつ数字を示しているのが良いです。  | これまでの大綱及び実施計画において、目標値を設定すべき等のご意見をいただいております。今回見直しをして取り組むこととしたものです。   |
| 2    |       | 行政改革は、「できるだけやる」モノではなく「絶対達成しなければならない」性格を持つ。「こうこういう理由で、行革はこれだけ行わなければならない」という目標額を導き出す説明が必要である。確かに、「達成度を人事考課に反映させる」としているなど、目標値が単なる努力目標でないことを大綱で明らかにしているが、この目標値を導き出す論理に、何の整合性も見当たらない。<br>小さな行革でも大きな行革でも、遣れば良いんだ、という書き方である。例えば、24年度以降の投資的経費を今までの最低値ならまだしも、たった毎年1億円と代入して、以後の財政収支を予測している。これは「あり得ない」財政予測である。せめて、過去の最低値を代入し、「これだけ財源が不足するが、そのうちのほんの少しが行革で埋める計画である」と正直書いて、パブコメを求めるべきであろう。今回は、ごまかして(説明をしないで)、財政予測を行革との整合性があるかのように添付し、パブコメを求めている。 | 歳出における見込みの額については、資料作成時点の数値で記載しております。予算案確定前の段階では、投資的経費や財政調整基金繰入金などを考慮することが困難なため、パブリックコメント開始時点ではこのような資料となっておりますので、ご理解願います。<br>不足する財源と行政改革による達成目標額との関係については、大綱の「Ⅱ今後の取り組み」にも示しましたとおり、不足分を行政改革だけで賅うのではなく、他の方策とあわせて調整していくこととしております。<br>なお、ご意見をいただいた資料の数値に関しては、確定次第、随時修正を行ってまいります。 |
| 3    | V推進方法 | 3年間で必ず達成・実施することが目標であるとのこと。とても前向きで良いです。結果を出せない時の責任はどなたがとるのかです。私の考えは町長・副町長そして町議全員が辞任する覚悟でやってほしいです。  | これまでの大綱及び実施計画において、目標値を設定すべき等のご意見をいただいております。今回見直しをして取り組むこととしたものです。<br>実施計画では、一義的な責任の所在を示すものとして、それぞれの取り組み項目ごとに担当課・関係課を記載しております。覚悟ということでは特に記述をしておりますが、「V推進方法」において、全職員が総力をあげて実施し、取り組みの成果は勤務評定に生かしていくこととしております。  |

2 (仮称)第5次寒川町行政改革実施計画(案)に関する意見と町の考え方

| 意見番号 | 実施計画の項目           |              | 意見   | 町の考え方  |  |
|------|-------------------|--------------|--|--|--|
| 4    | 1 簡素で効率的な行財政運営の推進 | 1 事務事業の見直し   | 1 外郭団体の補助の見直し  | 外郭団体(社協、シルバー、商工会、観光協会)や各種団体には、他力本願の考えでなく、自力本願が主であることを断行すべきです。  | ご意見のとおり、外郭団体(社協、シルバー、商工会、観光協会)については、今回の取り組みにおいて、人件費補助から事業費補助へと補助金のあり方を改め、運営体制の見直しによる、一定の自立を求めていることとしております。   |
| 5    |                   |              | 2 学校給食運営のあり方の検討  | 学校給食の民間移管は、何年も議会で議論されているが進んでいない。「民間移管をやっていない市もある」というのが、教育委員会の理屈だが、「やっている市も多い」のである。本当の移管できない理由は一体何なのか、はっきり公表してほしい。                                | 実施計画に記載のとおり、今後、退職者の不補充によって正規の給食調理員数が減少していくことから、町の学校給食運営に関しては、現在の自校方式のほか、センター方式や民間委託等の可能性も含めた中で、施設の老朽化対策や中学校の完全給食化などとともに検討を行い、25年度中のできるだけ早い段階で方針を決定します。 |
| 6    | 3 人事管理の推進         | 10 勤務評定制度の活用 | 1月18日の新聞報道で保険年金課男性主査(53才)の勤務状況と仕事状況の件で停職3ヶ月の処分とのことでした。上司については管理責任を問うことはなかったのでしょうか。このような中年男性が勤務できる行政現場で人事行政の推進の重点項目を達成できるのかと疑問に思いました。 | 町職員による不祥事につきましては、上席職員の監督責任として、部長職には口頭訓告、課長級職には文書訓告による処分を行いました。今後、取り組み内容の説明にもあるように、勤務状況に基づく評定の結果を処遇や給与に反映することによって、このような状況に対する抑止力としても機能すると考えております。 |  |
| 7    |                   |              | 11 人件費の見直し   | 職員の諸手当も順次廃止していくことで   | 職員の諸手当に関しては、平成20年4月から徴収手当や死畜処理手当等を、平成24年1月には清掃作業手当を廃止するなど、全体で11件の手当をこれまでに廃止してまいりました。今後も諸手当を含めた人件費全体として見直しを行ってまいります。                                    |

3 行政改革全般に関する意見と町の考え方

| 意見番号 |              | 意見  | 町の考え方   |
|------|--------------|---|---|
| 8    | 財政状況の公表      | 北海道の夕張市のようなことはないと思いますが、町民に税収の厳しさを伝える工夫とサービスの縮小を具体的事例を示し、3年後に廃止もありうることを知らせていくべきです。   | 税収を含めた財政状況に関しては、これまでも年に3回程度広報に掲載するなど、町民の皆様にご公表しておりますが、今後も厳しさ等がより伝わりやすいよう工夫しながら続けてまいります。<br>行政サービスについては、経費を抑えながらその質や量をできる限り維持した上で、行政改革を進めていくことが前提ではありますが、やむを得ずサービスが低下する場合は、前もって町民の皆様にご説明し、ご理解をいただくものと考えております。  |
| 9    | 審議会等委員の選定基準等 | 審議会委員選定基準の見直しを求めます。そもそも、誰がどのような経緯で選定しているのか不明です。審議会なるものを視察したところ、発言者は限られているし、発議された経緯や背景を理解して審議しているようには思えなかった。元〇〇委員会、◆◆大学教授、現役官僚、利益団体者、等が委員で、審議会全体の80%を占めていて、町民の意見が正しく行政に反映される構図になっていません。半分は公募の町民にして、時間をかけて論議するべきではないでしょうか。もちろん、報酬は「無し」とすべき。今の報酬は論外です。 | 現状は、各審議会等を所管する課等が、設置条例などに基づき審議内容を踏まえた人選を行っており、その構成員は、学識経験者や関係団体、一般町民というように幅広い分野からご意見を伺うこととしております。しかし、中には必ずしも関心を持ってご参加いただけていない例も見受けられ、この点は課題でもあります。また、公募については、これまでの状況を見る限りでは応募がない審議会等もありますので、今後、町民の皆様のご参加意欲の高まりなどを見ながら人数の拡大を検討していくものと考えます。それにはまず、より多くの方に町政への関心を高めていただくことが必要であり、昨年より始まったまちづくり懇談会への参加等により、町についてもっと知っていただくことなども効果があるのではないかと思います。各審議会等の報酬は、地方自治法203条の2の規定に基づき支払わなければならないものであり、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例にその額等が定められております。条例の規定の見直しに関しては、まず調査・研究を行ってまいります。 |
| 10   | 受益者負担        | 町民は受益者負担が原則であり、何でも無料にしていくことの他力本願主義を改めることです。例えば、三ヶ所の駅の無料自転車駐輪場、町総合体育館駐車場を有料化にしていくべきです。   | 現在も、総合体育館など使用料をいただいている施設はございますが、他の町公共施設においても「受益に応じた負担」、「住民負担の公平性」、「公費で負担すべき割合」等を考慮しながら十分検討することが必要であると考えております。   |
| 11   | 補助金等         | 前年通り、例年通り、前年20%減というように先送りするのではなく、予算を消化するだけの団体等ははっきりと切りすてる英断をしてほしいです。  | 前例踏襲とするのではなく、団体等の活動内容を見ながら補助等を行うよう見直しを進めてまいります。   |
| 12   | 行政の仕組み、制度    | 自治基本条例でパブコメは行わなければならないことになっているから、という「形式を整える」ために行うパブコメは、そもそも費用を掛けてまで行う意味のないパブコメである。  | パブリックコメントは、確かに自治基本条例に規定しておりますので、一定の手续に則り実施しなくてはならないものですが、その目的は、町民の皆様から広く意見をいただき、その意見を考慮しながら町の考え方をお示しさせていただくことと考えております。  |